





各 位

会 社 名 株式会社マイスターエンジニアリング 代表者名 代表取締役社長 平野 大介

(コード番号:4695)

問合せ先 取締役管理部門長

深瀬 一郎

(TEL: 03-6756-0311)

株式の併合、単元株式数の定めの廃止、定款一部変更及び資本金の額の減少に 係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2020年1月31日付当社プレスリリース「株式併合、単元株式数の定めの廃止、定款一部変更及び資本金の額の減少に関するお知らせ」(以下「2020年1月31日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式の併合、単元株式数の定めの廃止、定款一部変更及び資本金の額の減少に係る議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2020年3月25日まで整理銘柄に指定された後、2020年3月26日に上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第二部において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

2020年1月31日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社株式について、以下の内容の株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を実施するものであります。

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合比率 当社株式 1,558,400 株を 1 株に併合いたします。

- ③ 減少する発行済株式総数 7,892,629 株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数 7,892,634 株
 - (注) 効力発生前における発行済株式総数は、当社第3四半期決算短信に記載された2019年12月31日現在の当社の発行済株式総数(9,125,000株)から、当社が2020年1月31日開催の取締役会において決議した、2020年2月28日付で消却する予定の2019年12月31日現在当社が所有する自己株式数(1,232,366株)を除いた株式数です。
- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数5株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数 20 株
- ① 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、MEホールディングス株式会社(以下「公開買付者」といいます。)及び平野茂夫氏以外の株主の皆様の保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様に交付します。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却し、又は会社法第235条第2項の準用する同法第234条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様の所有する当社株式の数に公開買付者が2019年11月11日から同年12月20日まで実施した当社株式に対する公開買付けにおける買付け等の価格と同額である1,150円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様に交付できるような価格に設定する予定です。

2. 第2号議案 (定款一部変更の件)

- (1) 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当 社株式の発行可能株式総数は 20 株に減少することとなります。かかる点を明確に するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条 (発行可 能株式総数) を変更するものであります。
- (2) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条(単元の株式数)及び第9条(単元未満株主の権利)の全文を削除し、その他単元未満株式に関する規定を削除又は変更するとともに、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、当該定款一部変更の内容は、2020年1月31日付当社プレスリリースをご参照ください。

また、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2020年3月30日に効力が発生する予定です。

3. 第3号議案(資本金の額の減少の件)

当社株式が上場廃止となることを前提に機関設計を簡素化するとともに、当社の業容及び損益状態の現状を踏まえ、適切な税制の適用を通じて財務内容の健全性を維持し、また、今後の資本政策の機動性及び弾力性を図ることを目的として、資本金981,662,000円のうち881,662,000円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を100,000,000円といたします。

なお、当該資本金の額の減少は2020年3月31日に効力が発生する予定です。

4. 株式の併合の日程

1	本臨時株主総会開催日	2020年2月27日 (木)
2	整理銘柄指定日	2020年2月27日(木)(予定)
3	最終売買日	2020年3月25日(水)(予定)
4	上場廃止日	2020年3月26日(木)(予定)
(5)	本株式併合の効力発生日	2020年3月30日(月)(予定)

以上